

## 一時保護施設の設備及び運営の基準について

### 1 趣旨

令和 6 年 4 月、児童福祉法改正（令和 4 年 6 月成立、令和 6 年 4 月施行）を受けて、児童相談所に設置する一時保護施設（一時保護所）の設備及び運営に関する基準（内閣府令）が新たに制定されました。

本市では、これまで児童養護施設の基準に準じて、一時保護された児童に配慮した支援を行ってきました。新たな国の基準では、一時保護中の児童がより安心して過ごせるように、児童の権利擁護や個別的なケアなどを推進する内容を規定しています。

本市においても国の基準を踏まえ、「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定を検討しており、このたび、骨子案をまとめましたので報告します。

#### 【条例制定時期】

令和 7 年第 1 回市会定例会に条例案を上程し、令和 6 年度中に制定予定

### 2 条例に規定する内容（骨子案）

本市においては、国の基準に加えて、本市独自の内容を規定します。

#### (1) 国の基準の内容

一時保護施設の設備及び運営の基準では、以下の項目を規定しています。

- ① 一時保護施設に配置する従業者及びその員数
- ② 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項
- ③ 一時保護施設の運営に関する事項

項目	内容
①一時保護施設に配置する従業者及びその員数	<p><b>■職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士、調理員</li> <li>・<u>児童指導員及び保育士の数</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 2 歳児未満：1.6 人当たり 1 人以上</li> <li><input type="checkbox"/> 2 歳 児：2 人当たり 1 人以上</li> <li><input type="checkbox"/> 3 歳児以上：3 人当たり 1 人以上</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 2 歳児未満は、本市では乳児院等への一時保護委託により対応している。</p> <p><b>■夜間の職員配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>夜間、職員 2 人以上の配置</u>（ユニットごとに職員 1 人以上）</li> </ul> <p>※ユニット：居室、交流スペース、浴室、トイレ等が一体的に構成され、おおむね 6 人以下で利用する場所</p> <p><b>■管理者等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者及び指導教育担当職員の配置</li> </ul> <p><b>■職員の資格</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員の資格を規定</li> </ul>

<p>②一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項</p>	<p><b>■設備の基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、学習室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室（定員 30 人以上の場合）</li> <li>・ユニットを整備するよう努めること</li> <li>・居室 <ul style="list-style-type: none"> <li>□児童の居室：1室4人以下、1人当たり 4.95 m<sup>2</sup>以上とすること</li> <li>□乳幼児居室：1室6人以下、1人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上とすること</li> <li>□少年の居室：1室1名、1人当たり 8 m<sup>2</sup>以上とするよう努めること</li> </ul> </li> </ul> <p>※児童とは、満 18 歳に満たない者、少年は児童のうち小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの者</p> <p>※複数児童が利用可能な居室も設けること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、浴室、便所等は、児童の年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等に配慮</li> <li>・児童の生活の場は、プライバシーの保護に十分に配慮</li> </ul>
<p>③一時保護施設の運営に関する事項</p>	<p><b>■非常災害対策・安全計画の策定等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に対する具体的な計画を策定、月 1 回の訓練の実施</li> <li>・日常生活における設備、活動等に係る安全計画の策定、研修及び訓練の実施</li> <li>・自動車を運行するときの児童の乗降車の際の児童の所在確認</li> <li>・感染症や非常災害時のための業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施</li> </ul> <p><b>■児童の権利擁護等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱の禁止</li> <li>・一時保護を行うに当たっての理由その他必要な事項についての児童への説明</li> <li>・入所した児童の意見又は意向を尊重した支援</li> <li>・正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないこと</li> <li>・施設等により、児童の行動を制限してはならないこと</li> <li>・合理的な理由なく、児童の所持品の持込を禁止してはならないこと</li> <li>・職員は、入所中の児童に対して、被措置児童等虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと</li> </ul> <p><b>■職員の知識及び技能の向上等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は自己研鑽に励み、知識及び技能の修得、維持、向上に努めること</li> <li>・入所している児童の権利擁護、意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会の確保（※本市追加項目あり…(2)ア）</li> </ul> <p><b>■衛生管理・食事等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備、食器等の衛生管理、感染症及び食中毒の予防のための研修及び訓練、入浴や清潔な衣服の提供、必要な医薬品の管理等</li> <li>・一時保護施設で調理され、変化に富み児童の健全な発育に必要な栄養を含有した食事の提供</li> <li>・児童の状況に応じた医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置</li> </ul>

	<p><b>■生活支援、教育及び親子関係再構築支援等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように生活支援を実施</li> <li>・適切な相談、助言、情報提供等の支援による教育及び学校に在籍する児童への通学支援その他必要な措置（※本市追加項目あり…(2)イ）</li> <li>・親子関係の再構築等が図れるような支援、一時保護解除後の児童相談所との協力</li> </ul> <p><b>■その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携、秘密保持、苦情への対応等</li> </ul>
--	---

※経過措置

- ・職員の数や夜間の職員体制について、職員の確保の状況等により本基準により難しいときは、令和8年3月31日までは児童養護施設の基準を準用
- ・設備について、内閣府令の施行時（令和6年4月1日）にすでに設置されている一時保護施設は、児童養護施設の基準を準用

**(2) 本市独自に追加する内容**

本市においては、国の基準に加えて、本市の一時保護施設の設備及び運営の状況を踏まえて、次の2項目において独自の内容を規定します。

**ア 職員の知識及び技能の向上等**

**本市が一時保護施設職員に対して行う研修の内容に、被措置児童等虐待の防止を追加します。**

**【理由】**

一時保護施設職員による児童への虐待行為を防止するための取組と職員の意識醸成を推進するため。

**イ 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等**

**一時保護児童の教育に係る項目を独立して規定します。  
また、一時保護施設が一時保護児童に対して行う支援に、児童の進学に関する支援を追加します。**

**【理由】**

一時保護中の児童の教育に係る取組姿勢の明確化と、教育に係る支援の一層の推進を図るため。

### 3 こども及び有識者の意見聴取

こども基本法、こども大綱、及び横浜市こども・子育て基本条例（令和7年4月1日施行）を踏まえ、児童相談所一時保護施設での生活について、こどもの意見を聴取しています。また、児童福祉に関する有識者の意見も聴取しています。

#### (1) 一時保護中の児童へのヒアリング

実施時期：令和6年7月

対 象：就学児童（106名）、未就学の幼児（21名）

実施方法：就学児童は、一時保護施設での学習の時間を活用したヒアリング  
未就学の幼児は、一時保護施設の生活の中でのヒアリング

#### (2) 一時保護施設入所経験があり、児童養護施設等に入所している児童へのアンケート

実施時期：令和6年7月から10月

対 象：就学児童で、過去3年以内に一時保護経験があり、現在、児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム・里親（ファミリーホーム含む）等に措置されている児童（約200名）

実施方法：児童相談所職員が趣旨を説明し、施設入所児童がアンケートに回答（実施中）

#### 【こどもからの主な意見】

- ・一時保護中に、一時保護施設で用意した衣服ではなく、私服着用の希望
- ・これまで通っていた学校への通学の希望
- ・遊びや遊具、食事、熟睡できる睡眠の環境等、安心して過ごせる環境に関する希望
- ・個別に関わることでできる職員体制、過密にならない児童数などに関する希望
- ・家族との面会や外出、児童福祉司との面接などによる状況の速やかな進展の希望

#### (3) 有識者への意見聴取

実施時期：令和6年6月

実施内容：横浜市児童福祉審議会児童部会での意見聴取

### 4 今後のスケジュール

#### (1) 市民意見募集

実施時期：令和6年10月予定

実施内容：本市ホームページへの掲載や市内関係施設へのリーフレット配架による市民意見募集（大人向け及びこども向け）

#### (2) 議案の上程

令和7年2月 令和7年第1回市会定例会予定

### 5 参考

新たな国の基準と、これまで準拠してきた児童養護施設の基準の主な内容の比較

新たな国の基準と、これまで準拠してきた児童養護施設の基準の主な内容の比較

項目	新たな国の基準※	児童養護施設の基準
<p>①一時保護施設に配置する従業者及びその員数</p>	<p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、<u>学習指導員</u>、栄養士、調理員</li> <li>・児童指導員及び保育士の数               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 2歳未満：1.6人当たり1人以上</li> <li>□ 2歳：2人当たり1人以上</li> <li>□ <u>3歳以上：3人当たり1人以上</u></li> </ul> </li> </ul> <p>■夜間の職員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>夜間、職員2人以上を配置（ユニットごとに職員1人以上）</u></li> </ul>	<p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、栄養士、調理員</li> <li>・児童指導員及び保育士の数               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 2歳未満：1.6人当たり1人以上</li> <li>□ 2歳：2人当たり1人以上</li> <li>□ 3歳以上：4人当たり1人以上</li> <li>□ 少年：5.5人当たり1人以上</li> </ul> </li> </ul> <p>■児童と起居を共にする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも1人を児童と起居</li> </ul>
<p>②一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項</p>	<p>■設備の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、<u>学習室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室（定員30人以上の場合）</u></li> <li>・<u>ユニット（努力義務）</u></li> <li>・居室               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 児童の居室：1室4人以下 1人当たり4.95㎡以上</li> <li>□ 乳幼児居室：1室6人以下 1人当たり3.3㎡以上</li> <li>□ <u>少年の居室：1室1人</u> <u>1人当たり8㎡以上</u> <u>（努力義務）</u></li> </ul> </li> <li>・<u>※複数児童が利用可能な居室も設けること</u></li> <li>・居室や生活の場は、<u>児童の年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、プライバシー等に配慮</u></li> </ul>	<p>■設備の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、相談室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室（定員30人以上の場合）</li> <li>・居室               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 児童の居室：1室4人以下 1人当たり4.95㎡以上</li> <li>□ 乳幼児居室：1室6人以下 1人当たり3.3㎡以上</li> </ul> </li> </ul>

※下線部は、児童養護施設の基準と異なる部分。

項目	新たな国の基準※	児童養護施設の基準
③一時保護施設の運営に関する事項	<p>■児童の権利擁護等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱の禁止</li> <li><u>一時保護を行うに当たっての理由その他必要な事項についての児童への説明</u></li> <li><u>入所した児童の意見又は意向を尊重した支援</u></li> <li><u>正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないこと</u></li> <li><u>施設等により、児童の行動を制限してはならないこと</u></li> <li><u>合理的な理由なく、児童の所持品の持込を禁止してはならないこと</u></li> <li>職員は、入所中の児童に対して、被措置児童等虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと</li> </ul> <p>■職員の知識及び技能の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>入所している児童の権利擁護、意見又は意向を尊重した支援の実施、<b>被措置児童等虐待の防止</b>、その他必要な事項に関する研修の機会の確保</u></li> </ul> <p>■衛生管理・食事等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理、感染症及び食中毒の予防、食事、医師・<u>歯科医師</u>による診察等</li> <li><u>清潔な衣服の提供</u></li> </ul> <p>■生活支援、教育及び親子関係再構築等 (教育に係る内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な相談、助言、情報提供等の支援による<u>教育</u></li> <li><u>通学や進学</u>の支援その他の必要な措置</li> </ul>	<p>■入所した児童を平等に取り扱う原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱の禁止</li> </ul> <p>■職員は、入所中の児童に対して、被措置児童等虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと</p> <p>■職員の知識及び技能の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その資質の向上のための研修の機会の確保</li> </ul> <p>■衛生管理・食事等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理、感染症及び食中毒の予防、食事、健康診断等</li> </ul> <p>■生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整 (学習指導に係る内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な相談、助言、情報提供等の支援による学習指導</li> </ul>

※下線部は、児童養護施設の基準と異なる部分。二重下線部は本市独自に追加する部分。